

## 佐賀市北部山間地域空き家等事前診断費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空き家等を有効活用し、北部山間地域への定住促進を図るため、空き家等の建物状況調査を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、規則及び佐賀市空き家バンク制度要綱（平成22年7月20日施行。）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存住宅現況検査技術者 既存住宅インスペクション・ガイドライン（平成25年6月国土交通省策定）に準拠した一定の講習を受け、かつ、修了考査に合格した者で、市内に所在する事務所に勤務するものをいう。

(2) 既存住宅状況調査技術者 既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に定める既存住宅状況調査技術者で、市内に所在する事務所に勤務するものをいう。

(3) 建物状況調査 既存住宅現況検査技術者又は既存住宅状況調査技術者（以下「調査者」という。）により実施される建物状況調査をいう。

### (補助対象経費及び補助額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、北部山間地域に所在する空き家等で、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例（平成25年佐賀市条例第4号）第2条第4号の危険な状態にない建築物の建物状況調査に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額とする。

### (補助事業者等)

第4条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 調査を行おうとする建築物の所有者等であること。

(2) 調査を行おうとする建築物の所有者等との間で売買契約、賃貸借契約若しくは使用貸借契約を行っている者又は当該契約を行う予定の者のうち、補助事業等を行うことについて所有者の承諾を得ているものであること。

2 補助事業者等は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

- 7号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員 (暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者等は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 補助事業者等は、次条に規定する補助金の交付の申請をする時点において、市税等の滞納があってはならない。

(事業の完了)

第5条 申請者は、規則第6条に定める決定の通知のあった日の属する年度の3月31日までに補助事業を完了しなければならない。

(補助金等交付申請書に添えるべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書は、別記様式によらなければならない。

2 規則第3条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 見積書 (事業費の明細が分かる書類を含む。) の写し
- (2) 既存住宅現況検査技術者の登録証の写し、既存住宅状況調査技術者の登録証の写しその他の調査者の資格が確認できる書類 (以下「調査者資格確認書類」という。)
- (3) 建物の登記事項証明書等
- (4) 建築物の現況写真
- (5) 第4条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書
- (6) 市税等の完納証明書
- (7) 建築物の所有者等の承諾書 (申請者が第4条第1項第2号に該当する場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等実績報告書に添えるべき書類)

第7条 規則第12条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 建物状況調査結果の写しその他の補助事業の調査結果が分かる書類
- (3) 調査者資格確認書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(帳簿書類の整備、閲覧等)

第8条 補助事業者等は、交付請求額の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助事業者等に対し、前項の帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができる。

(取引上の開示)

第9条 補助事業を行った建築物を所有する者は、補助金の交付を受けた後において、当該建築物を譲渡、売却又は貸与しようとするときは、譲受又は借用しようとする者に対し、補助事業等の結果を開示しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。